



医療事務119番

vol.03

相談できる。こたえてくれる。

2016年4月15日

皆様こんにちは。医療事務119番の鶴巻です。すっかり春らしい温かい季節となりました。新年度を迎えお忙しいことと存じますが、花冷えの時節柄、お身体くれぐれもご自愛ください。

vol.01では医療保険と介護保険の区分を、vol.02では介護保険の内容と注意点をお伝えしました。先生や歯科衛生士の行う医学管理(指導)は訪問先によって医療保険と介護保険に区分されていますが、歯科訪問診療料や実際に行った処置に対しては全患者共通です。

今回は訪問診療の基本となる歯科訪問診療料と各種加算の算定についてお伝えします。



歯科訪問診療料

歯科訪問診療料とは歯科医師が依頼のあった訪問先まで赴いて診療を行ったことに対する歯科医師への評価です。訪問可能な距離は医療機関から**半径16*^{km}以内**と決められています。

歯科訪問診療料1

866点

在宅等において療養を行っている**患者1人**のみに対して**20分以上**診療した場合
または**同一の患家において2人以上9人以下**の診療を20分以上行った場合の**1人目**

歯科訪問診療料2

283点

当該患者が居住する建物において**同一日に9人以下**の患者に対し**20分以上**の診療をした場合

歯科訪問診療料3

120点

当該患者が居住する建物において**同一日に10人以上**の患者に対し診療をした場合
または患者の人数に関わらず診療時間が**20分未満**の場合

重要!!

①歯科訪問診療に要した交通費は、患家の負担として実費徴収が可能です。歯科医療機関側が患者を医院まで送迎し診療することは可能ですが、交通費を徴収する場合は陸運局の許可が必要になりますので十分注意してください。

②患者さんやそのご家族から依頼があり伺う際には必ず訪問先までの距離は測ってください。最近の個別指導で指定カルテには必ず訪問分は指定されます。その際、行政では**医療機関→訪問先の距離**を測っています。少しでもオーバーしていた場合は**指摘対象、返還対象**となります。お伺いしてから実は距離オーバーで訪問診療対象外であった・・・ということにならないよう注意が必要です！こちらで距離が測れます <http://www.kyori.jp/>

在宅患者等急性歯科疾患対応加算(急性対応)

- イ. 同一建物居住者以外の場合：170点
- ロ. 同一建物居住者の場合：55点



切削器具及びその周辺装置を常時訪問先に携帯している場合に算定可能です。在宅患者等急性歯科疾患対応加算は**具体的な処置等がない場合**であっても、切削器具及びその周辺装置を**常時携帯**している場合は算定できます

歯科訪問診療補助加算(訪補助)

※歯援診に限る

- イ. 同一建物居住者以外の場合：110点
- ロ. 同一建物居住者の場合：45点

重要!!

在宅療養支援歯科診療所の**歯科衛生士**が、歯科医師と同行の上、歯科訪問診療の補助を行った場合は、歯科訪問診療補助加算(訪補助)として、次に掲げる点数を1日につき歯科訪問診療料に加算します。最近では個別指導における訪補助の算定が地区を問わず厳しいものになっています。**補助加算を全患者に算定しているが、訪問歯科衛生指導との時間の関係性をみても補助していることに疑義がある**ということです。

特に注意が必要なのは特養等の**施設でのDr1名とDH1名**での訪問の場合です。例) 同日に同一施設の場合

その他	訪問診療	急性対応	訪補助	訪衛指導
Aさん	283×1	55×1	45×1	360×1
概要	特養長寿苑	クモ膜下出血により半身麻痺のため寝たきり	訪問診療 4日10:02-10:28	訪衛指 4日10:33-10:57
Bさん	283×1	55×1	45×1	360×1
概要	特養長寿苑	高齢による廃用症候群のため下肢機能全廃、寝たきり	訪問診療 4日10:35-10:57	訪衛指 4日11:05-11:29

赤下線部分AさんのDH分と、BさんのDr分の重複により、Bさんの診療の補助はいつしているのか?という指摘

歯科訪問診療 請求の基本

同日・同建物において(在宅及び居宅系施設)	1人のみ診療	20分以上	歯科訪問診療料1：866点 在宅患者等急性性歯科疾患対応加算：170点 【在宅療養支援歯科診療所のみ】歯科訪問診療補助加算(訪補助)：110点 【要届出】在宅歯科医療推進加算：100点	+	介護保険：居宅療養管理指導 ・歯科医師によるもの 503単位(月2回まで) ・歯科衛生士によるもの 352単位(月4回まで)
		20分未満	歯科訪問診療料3：120点 在宅患者等急性性歯科疾患対応加算：170点 【在宅療養支援歯科診療所のみ】歯科訪問診療補助加算(訪補助)：110点		
	複数人診療	診療が9人以下で 且つ診療時間が 20分以上	歯科訪問診療料2：283点 在宅患者等急性性歯科疾患対応加算：55点 【在宅療養支援歯科診療所のみ】歯科訪問診療補助加算(訪補助)：45点	+	介護保険：居宅療養管理指導 ・歯科医師によるもの 452単位(月2回まで) ・歯科衛生士によるもの 302単位(月4回まで)
		診療時間が 20分未満または 10人以上診療	歯科訪問診療料3：120点 在宅患者等急性性歯科疾患対応加算：55点 【在宅療養支援歯科診療所のみ】歯科訪問診療補助加算(訪補助)：45点		
同日・同一患者の場合	1人目	20分以上	歯科訪問診療料1：866点 在宅患者等急性性歯科疾患対応加算：55点 【在宅療養支援歯科診療所のみ】歯科訪問診療補助加算(訪補助)：45点 【要届出】在宅歯科医療推進加算：100点	+	介護保険：居宅療養管理指導 ・歯科医師によるもの 452単位(月2回まで) ・歯科衛生士によるもの 302単位(月4回まで)
		20分未満	歯科訪問診療料3：120点 在宅患者等急性性歯科疾患対応加算：55点 【在宅療養支援歯科診療所のみ】歯科訪問診療補助加算(訪補助)：45点		
	2人目以降(9人まで)	診療が9人以下で 且つ診療時間が 20分以上	歯科訪問診療料2：283点 在宅患者等急性性歯科疾患対応加算：55点 【在宅療養支援歯科診療所のみ】歯科訪問診療補助加算(訪補助)：45点	+	介護保険：居宅療養管理指導 ・歯科医師によるもの 452単位(月2回まで) ・歯科衛生士によるもの 302単位(月4回まで)
		診療時間が 20分未満	歯科訪問診療料3：120点 在宅患者等急性性歯科疾患対応加算：55点 【在宅療養支援歯科診療所のみ】歯科訪問診療補助加算(訪補助)：45点		
同日・同建物において(特養・老健・病院等)	1人のみ診療	20分以上	歯科訪問診療料1：866点 在宅患者等急性性歯科疾患対応加算：170点 【在宅療養支援歯科診療所のみ】歯科訪問診療補助加算(訪補助)：110点	+	医療保険 ◆歯科疾患在宅療養管理料(歯在管)(月1回) 在宅療養支援歯科診療所の場合 240点 その他の場合 180点 ※文書提供した場合+10点 ◆訪問歯科衛生指導料 複雑なもの(20分以上)360点(併せて月4回まで) 簡単なもの(20分未満)120点(併せて月4回まで)
		20分未満	歯科訪問診療料3：120点 在宅患者等急性性歯科疾患対応加算：170点 【在宅療養支援歯科診療所のみ】歯科訪問診療補助加算(訪補助)：110点		
	複数人診療	診療が9人以下で 且つ診療時間が 20分以上	歯科訪問診療料2：283点 在宅患者等急性性歯科疾患対応加算：55点 【在宅療養支援歯科診療所のみ】歯科訪問診療補助加算(訪補助)：45点	+	医療保険 ◆歯科疾患在宅療養管理料(歯在管)(月1回) 在宅療養支援歯科診療所の場合 240点 その他の場合 180点 ※文書提供した場合+10点 ◆訪問歯科衛生指導料 複雑なもの(20分以上)360点(併せて月4回まで) 簡単なもの(20分未満)120点(併せて月4回まで)
		診療時間が 20分未満または 10人以上診療	歯科訪問診療料3：120点 在宅患者等急性性歯科疾患対応加算：55点 【在宅療養支援歯科診療所のみ】歯科訪問診療補助加算(訪補助)：45点		

歯科訪問診療料は訪問診療の請求において基本となる点数です。現在はほとんどの医療機関がレセコンを導入し入力を行っています。どこのソフトをお使いでも、診療データ入力時の最初に「訪問先→人数→診療に要した時間」といった流れで歯科訪問診療料の区分を選択されていると思います。この**最初の選択さえ間違えなければ**、その後の加算等は正確な項目が選択肢として表示してくるはずですよ。

歯科訪問診療料の最初の区分を判断することが重要です！

次回は診療に関わる文書発行についてお知らせする予定です。

